

路線バス通学定期券 補助制度

随時
受付中

令和3年4月から始まりました！

市では、市内路線バスの活性化・維持・存続を目的として、通学定期券の費用の一部を補助しております。

学生の皆さまは、ぜひ、ご活用下さい。

※下記バス路線以外対象となりません。

※他の制度ですでに補助等を受けている方は受給できません。

定期券

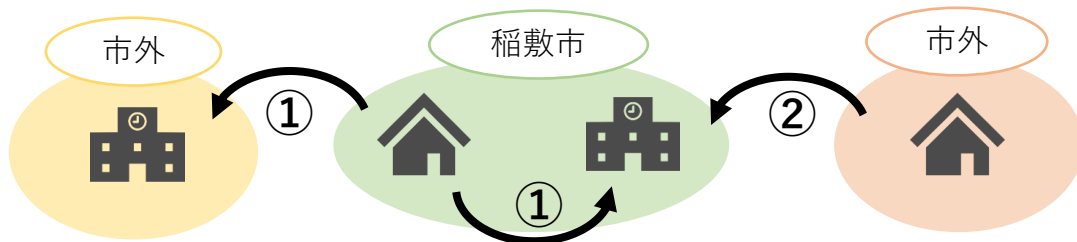
補助対象となるバス路線



J Rバス関東	霞ヶ浦線
関東鉄道	江戸崎・龍ヶ崎市駅線、稲敷エリア広域バス
桜東バス	江戸崎・佐原線、新利根・神崎線
ブルーバス	浮島線、神宮寺線、鳩崎線
※上記路線以外は該当しません。	

補助の区分と補助率

① 市内在住 → 市内・市外在学 (稲敷市内に住んでいて、市内又は市外の高校等へ通学)	50%補助
② 市外在住 → 市内在学 (他市町村に住んでいて、稲敷市内の高校等へ通学)	20%補助
※補助額のうち1,000円未満は切捨てとなります。 通学経路が不自然な場合などは、補助が減額となる場合があります	



補助の一例（往復通学定期券の金額にて記載）

浮島郵便局⇄江戸崎総合高校	1ヵ月・12,600円のうち 6,000円を補助
幸田車庫⇄佐原駅	1ヵ月・14,400円のうち 7,000円を補助
江戸崎⇄龍ヶ崎市駅	1ヵ月・28,200円のうち 14,000円を補助

この補助制度は、ふるさと応援寄付金を活用しています。

手続きの流れ

1	バス会社にて通学定期券を購入してください。 <u>領収書は大切に保管してください。</u> スマホ定期券の場合、 <u>期間がわかる記録（スクリーンショット等）を必ず残しておいてください。</u>
2	申請書に必要事項を記入し、以下の書類とあわせて、稲敷市役所（産業振興課）へ申請してください。（保護者による申請可） ・定期券のコピー（IC定期券の場合はIC定期券内容控のコピー） ・領収書のコピー（定期券に支払い金額が記入されている場合は不要です） ・生徒手帳、学生証のコピー（新入生は合格通知書でも代替できます） ※年度内に複数回申請される方について、生徒手帳又は学生証のコピー等は年度当初の初回のみ提出で2回目以降は宣言により省略を可能とします。
3	市役所にて審査した後、交付決定通知が届きます。補助金は、交付決定日からおおむね1カ月以内に指定の口座に振り込まれます。 （申請書の記入間違いや添付書類の不足があると手続きが遅れる原因となります）
4	引き続きバス通学をする場合は、1の手続きへ戻ります。

Q & A

Q	申請期間はいつから、いつまで？
A	定期券の有効期限の、前1カ月、後3カ月 となります。 (例)定期券が8/15から11/14(3ヵ月)の場合、10/14から翌年2/14が申請できる期間です。申請期間を過ぎた場合は、原則として受付出来ませんのでご注意ください。 <u>年度末に限り4月10日までに申請をお願いします。</u>
Q	複数月の定期券をまとめて一枚の申請書で申請できますか？
A	可能です。最大で申請期限内の3つの定期券をまとめて申請いただけます。 <u>添付書類（定期券のコピー等）は更新前の期間・金額がわかるものが必要</u> なので、必ずお手元に保管いただくようお願いします。申請期間が過ぎてしまった場合は、原則として受付出来ませんのでご注意ください。
Q	補助金の振込口座は、だれでも大丈夫ですか？
A	申請者と同一人物としてください。
Q	私は、仕事をしながら定時制高校へ通学しています。定期券補助は受けられますか？
A	定時制高校までの交通費を会社等から支給されている場合は、補助を受けられません。交通費が自己負担の場合は、定期券補助を受けられます。

**申請書は、バス会社や市役所窓口にて配布いたします。
また、市役所ホームページからダウンロードできます。**

補助金の申請先・お問合せ先

稲敷市役所 産業振興課 公共交通担当
TEL 029-892-2000（代表）

